

豊明市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要領

1 目的

豊明市では、厳しい財政状況の中、民間資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間企業による地域活動、社会貢献の場を提供することを目的として、歩道橋に通称名（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナーを募集します。

2 事業概要

(1) ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という）の権利

ア 対象となる歩道橋の主桁部分に、企業名等の名称を標示することができます。

イ パートナーであることを、貴社が管理する媒体（ホームページ、出版物等）で標示することができます。

(2) 対象歩道橋

別紙対象施設一覧のとおり

ただし、以下のものは対象外とします。

ア パートナーが決定している歩道橋

イ 管理上支障のある歩道橋

ウ その他通称名を標示することが適当ではないと市長が判断した歩道橋

(3) ネーミングライツ料金

歩道橋1橋あたり年額10万円以上（消費税及び地方消費税は別途）契約期間に1年未満の端数がある場合は月割りにて計算するものとします。

(4) 契約期間

契約締結日から3年以上とし、契約満了日は3月31日とします。

(例 平成29年12月1日契約の場合、最短で同日から平成33

年3月31日まで3年4か月の契約となります。)

(5) 条件等

ア 歩道橋に標示できるものは企業名、商品名（企業のロゴマークを含む）等を可としますが、キャッチフレーズ等の標示は不可とします。

イ 片側の標示可能面積は、既に歩道橋に標示されている「地名（町名）標示」を除き標示可能箇所（歩道橋主桁部分）に5㎡までとします。

ただし歩道橋は現状有姿で、標示可能な範囲に名称（ロゴ含む）を標示していただくこととなります。そのため、歩道橋の構造、形状等及び既存の信号、案内標識等の設置状況によっては、面積を確保できない場合があります。

ウ 標示する文字（企業のロゴマークを含む）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとします。

エ 文字の色は単色（ロゴマークを除く）とし蛍光色、反射性のあるものは使用できません。

オ 提案される名称（企業のロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む）は、交通の安全性を考慮して豊明市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）の意見に従い、変更されることがあることを承諾するものとします。

カ 地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した名称は契約期間中に変更することはできません。

キ 豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年11月1日決裁）第3条に定める内容の名称は除く。

(6) 地域貢献の提案

パートナーとして、当該歩道橋とその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の場として活用する提案も合わせてお願いします。

(7) 費用負担

歩道橋に名称を標示する費用及び契約終了後に名称を消去す

る費用等（名称部分の維持管理を含む）は、すべてパートナーの負担とします。なお、歩道橋への名称標示及び消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の許可を受けて施工していただきます。

(8) 応募資格

法人・その他団体等を対象とし、次のいずれかに該当する者は除きます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 豊明市から指名停止措置を受けているもの

ウ 法人税、消費税等の公課、その他債権を滞納しているもの

エ 豊明市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するもの

オ その他パートナーとなることが適当でないと市が認めるもの

3 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募申込書（様式1-1、1-2）

イ 誓約書（様式2）

ウ 企業等の概要（様式3）

エ 役員一覧表（様式4）

オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

カ 印鑑登録証明書

キ 納税に関する証明書

(ア) 市税務課の発行する全税項目の納税証明書（「市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行から3ヶ月以内のものに限る））

(イ) 税務署の発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（発行から3ヶ月以内のものに限る）

(2) 提出部数

各1部 提出された書類の返却はいたしません。

(3) 受付期間

通年募集とします。応募は先着順とします。応募された歩道橋が既に受付されている場合は応募できません。

(4) 提出先

ア 持参の場合・・・豊明市役所本館 2階 土木課窓口

受付時間は平日午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

イ 郵送の場合・・・〒470-1195

豊明市新田町子持松 1 番地 1

豊明市経済建設部土木課

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は、募集対象歩道橋ごとの応募者に文書（様式 5）で通知します。また決定されたネーミングライツパートナー企業については豊明市の広報媒体を通じて公表します。

5 契約料の納付

ネーミングライツ料の支払いは、契約初年度分は契約締結後 20 日以内、翌年度以降は 4 月末日までに市が発行する納入通知書により、指定金融機関にてお支払いいただきます。

6 問い合わせ先

豊明市役所経済建設部土木課

住所 〒470-1195

豊明市新田町子持松 1 番地 1

TEL：0562-92-1116

FAX：0562-92-1141

mail：doboku@city.toyoake.lg.jp

対象施設一覧

	歩道橋名	場所	路線名
1	杓掛横断歩道橋	杓掛町西田地内	市道杓掛北120号
2	三崎横断歩道橋	三崎町三崎地内	市道三崎14号
3	唐竹歩道橋	二村台1丁目地内	市道二村台50号
4	二村歩道橋	二村台3丁目地内	市道純堀荒巻線
5	西川歩道橋	西川町横井地内	市道三崎14号
6	聖応寺前歩道橋	杓掛町森元地内	市道桜ヶ丘杓掛線